

# お知らせ掲示板

## くらし

### 障害者のために使用する 軽自動車は 税金が減免されます

障害者のために使用する軽自動車は、一定の要件を満たす場合、軽自動車税が減免されます。

減免を受けるためには申請が必要です。既に減免されていて利用状況に変更がない場合は、手続き不要です。

#### ▼減免の対象者

- ①身体障害者手帳を交付されている人のうち左の表に該当する人
- ②戦傷病者手帳を交付されている人のうち左の表に該当する人

障害の種類	障害の級別	
視覚障害	1級～4級の各級	
聴覚障害	2級か3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能・言語機能 またはそしゃく機能障害	3級(※1)	
上肢不自由	1級か2級	
下肢不自由	1級～6級の各級(※2)	
体幹不自由	1級～3級・5級の各級(※2)	
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1級か2級
	移動機能障害	1級～6級の各級(※2)
心臓機能障害、じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、ぼうこうまたは 直腸機能障害、小腸機能障害	1級か3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級～3級の各級	
肝臓機能障害		

※1：障害者本人が運転し、かつ、こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。  
※2：生計を一にする人や常時介護する人が運転する場合は、1級～3級の各級に限る。

- うち一定の要件に該当する人(詳細な要件は問い合わせください)
  - ③療育手帳を交付されている人のうち障害の程度がA、A1、A2の人
  - ④精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)を交付されている人のうち、障害の程度が1級の人
- ▼減免される軽自動車
- ①身体障害者本人が所有し運転する車
  - ②障害者本人が生計を一にする人、障害者を常時介護する人が所有し、生計を一にする人が常時介護する人が運転する車
- ▼手続きに必要なもの
- ・車検証または軽自動車税の納税通知

## くらし

### うち一定の要件に該当する人(詳細な要件は問い合わせください)

- 書(5月7日(木)発送予定)
  - 各種手帳(精神障害者の場合、自立支援医療受給者証も必要)
  - 運転する人の運転免許証
  - 納税義務者の印かんと個人番号が確認できるもの
  - 常時介護証明書(常時介護する人が運転する場合)
- ▼申請先 〇課税課、〇総務課、  
〇総務福祉課、〇簿根出張所
- ▼申請期間 4月1日(水)～6月1日(月)
- ▼その他 減免を受けられるのは、障害者1人につき、普通自動車か軽自動車のどちらか1台のみ。普通自動車の減免は大田原県税事務所にお問い合わせください
- ※障害者が乗るための特殊な構造の軽自動車、公益のために直接専用する軽自動車の減免手続きは問い合わせください。

- 〇本課税課 ☎(62)7179
  - 〇西総務課 ☎(37)5101
  - 〇〇総務福祉課 ☎(32)2910
  - 〇〇簿根出張所 ☎(35)2511
  - 〇大田原県税事務所 ☎(28)4171
- 〇普通自動車の減免(ユレカ)



今月のテーマ  
早期契約は慎重に！ 成人式の晴れ着レンタル

【事例】  
昨年、2年後の成人式に向けて写真撮影込みの振袖レンタル代金20万円弱の契約をした。今年に入り留学することが決まり、キャンセルを申し出たところ、契約後30日を過ぎていたため80%のキャンセル料がかかると言われた。成人式はまだ10カ月先だが高額なキャンセル料を払う必要があるのか。  
アドバイス

○成人式用の晴れ着レンタルは、成人式の1～2年前の早い時期から予約を受けるケースがみられ、キャンセルに関するトラブルも起こっています。数年前に使うものであってもキャンセル料などについては契約内容に従うことになるため、よく確認してから契約しましょう。

○消費生活センター  
(いきいきふれあいセンター内)  
☎(63)76000  
開設時間  
平日午前8時30分～午後5時

### 「土地・家屋縦覧帳簿」「固定資産課税台帳」が見られます

市内の土地や家屋の評価額などを記載した縦覧帳簿が見られます。自分の土地や家屋の評価が、隣接する土地や家屋と比較して適正であるかを確認することができます。

#### 〈土地・家屋縦覧帳簿〉

- ▼とき 4月1日(水)～6月1日(月)
- ▼対象 固定資産税の納税者
- ▼内容 自己の資産や比較したい資産
- ▼手数料 無料
- 〈固定資産課税台帳〉
- ▼とき 通年
- ▼対象 固定資産税の納税義務者、借地人、借家人
- ※借地人、借家人の場合は賃貸借契約書の原本が必要。
- ▼内容 自己の資産や権利の対象となる資産
- ▼手数料 1回300円

#### 〈共通事項〉

- ※令和2年度分に限り、4月1日(水)～6月1日(月)は無料。
- 〇課税課、〇総務課、  
〇総務福祉課、〇簿根出張所
- ※簿根出張所は固定資産課税台帳のみ。
- ▼必要なもの
- ・身分証明書
- ・法人の場合は代表者印が押印された

### 委託状 代理人が閲覧する場合は閲覧対象者からの委任状

#### 〇本課税課 ☎(62)7122

### 山菜類の採取・販売に 注意しましょう

県内には放射性物質の影響を受け、出荷制限がかかっている市町(本市を含む)があります。販売前には、必ず出荷制限や県モニタリング検査の情報を確認してください。詳しくは、県ホームページを確認するか、問い合わせください。

#### 〇県北環境森林事務所 ☎(28)6365

### アグリパル塩原 リニューアルオープン

4月1日にアグリパル塩原がリニューアルオープンします。新鮮な野菜が手に入る直売所や地元産食材にこだわった農村レストランのほか、地元農畜産物を使ったお菓子が味わえるカフェが新しくオープンします。

▼問い合わせ ☎(62)7147

〇本農務産産課

### お花見ウォーキング

園内に生息する桜などの春の花々や野鳥を観察しながら、約3kmのウォーキングを楽しみませんか。運動ができる服装で飲み物を持参してください。

- ▼とき 4月11日(土)  
午前9時30分～11時30分
- ▼ところ 鳥野目河川公園
- ▼対象 市民、キャンプ場利用者
- ▼参加費 無料
- ▼定員 30人
- ※定員になり次第締め切り。
- ▼申込期限 4月10日(金) 午後5時
- ▼申し込み・問い合わせ
- 〇鳥野目河川公園管理事務所 ☎(64)4334

### 鳥野目河川公園さくら祭り

- 地元踊りの会による舞踊ショーやハーモニカ演奏などを行います。また、鳥野目産直売所のオープン祭も同時開催され、新鮮野菜、つきたて餅の販売や豚汁の無料配布などを行います。
- ▼とき 4月18日(土) 午前10時～正午
- ▼ところ 鳥野目河川公園産直食堂「林林」  
(りんりん)
- ▼問い合わせ
- 〇鳥野目河川公園管理事務所 ☎(64)4334

### 確定申告の期限を 4月16日まで延長します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本市の申告受付期間を4月16日まで延長します。所得税の還付申告は、5年間(令和6年12月31日まで)税務署で申告できます。



- ▼申告会場  
市役所本庁舎(1階市民室)、西那須野庁舎(100会議室)
- ▼問い合わせ ☎(62)7121
- 〇課税課

### テレビの受信障害対策工事を 実施しています

5月から地デジへの移行で空いた電波帯(700メガヘルツ帯)がスマートフォンなどで使用できるようになります。それに伴い、市内でも一部地域のテレビ映像に影響が出る恐れがあります。該当地域にはチラシを配布し、影響が出た場合には無償で工事を行います。工事業者が費用を請求することはありません。

▼問い合わせ

〇700メガヘルツテレビ受信障害対策コールセンター  
☎(0120)7000012

本庁舎(共聖社108-2)  
西那須野庁舎(あたご町2-3)  
塩原庁舎(中塩原1-2)

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。